

## ◎農林省令第十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十三年四月一日

農林大臣臨時代理

国務大臣 石井光次郎

## 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「函館」の下に「新潟」を加え、同条第二項第一号中「室蘭」の下に、「宮古」を、「宇野」の下に、「奥」を加え、「新潟」を削り、同項第二号中「新潟」を削り、同項第三号中「留萌」の下に、「釧路」を、「室蘭」の下に、「青森」を、「佐伯」の下に、「三角」を加え、「新潟」を削る。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。